

政府の危機管理組織の在り方に係る論点について

国会における議論や有識者等の意見を踏まえ、以下を本検討における論点として設定することと/orはどうか。

論点項目(案)

- 1 省庁横断的な対応（「縦割り」ではない対応）
 - (1) 連携・役割分担の在り方について
 - (2) 調整権限について
 - (3) 統一的な官庁の設置について
- 2 オールハザードの想定（複合災害対応を含む）
- 3 現地調整機能の在り方（地方自治体との連携を含む）
- 4 平時と緊急時の業務・組織体制
- 5 その他（人材育成、研修・訓練など）

1 省庁横断的な対応（「縦割り」ではない対応）

（1）連携・役割分担の在り方について

- 省庁横断的な対応（「縦割り」ではない対応）をするために、どのような連携・役割分担の在り方が望ましいか。

我が国政府においては、各府省庁が責任を持ってそれぞれの所管行政分野において対応しており、このことは諸外国においても同様。

平時においては中央防災会議を始めとする連携の枠組みがあり、緊急時においては緊急災害対策本部（非常災害対策本部）を設置して必要な連携が行われる仕組みが整備されている。更に効果的・効率的な災害対応を政府全体として実施するためには、現行の各府省庁が連携する仕組みについて、どのような改善が図られるべきか。

一方で、各府省庁が実施する施策・事業等について、その内容・タイミング等の判断は一義的にはそれぞれの府省庁に委ねられているところ、政府全体で一定の枠組みを整備する必要性についてどのように考えるか。

いわゆる「国会事故調」の提言において、「緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにする」とされている（提言2：政府の危機管理体制の見直し）が、どのような点が明らかでないといえるか。

そもそも、東日本大震災の教訓として、食料供給等の物資対応、行方不明者の捜索、ガレキ処理、災害医療等について課題の指摘があり、その後、様々な対策が進められているが、更に組織体制も含めて改善すべき点はないのか。

1 省庁横断的な対応（「縦割り」ではない対応）

(2) 調整権限について

- 各府省庁を調整するための権限の在り方についてどう考えるか。

我が国政府における危機管理については、各府省庁が所掌事務に関して分担して対応し、内閣危機管理監の統理の下、内閣官房（事態対処・危機管理担当）及び内閣府（防災担当）が総合調整を行うこととされている。さらに甚大な自然災害が発生した場合においては、緊急災害対策本部が設置され、総理を本部長、全閣僚を本部員とする極めてハイレベルな調整が可能な行政機関が臨時に設置されることとなっており（原子力災害、新型インフルエンザ等、武力攻撃事態等の場合も同様）、この対策本部を支える事務局についても、関係府省庁から所要の人員が派遣されることとなっている。

緊急時においてこのような体制を確保する仕組みが整備されている中、平時においても、現在の内閣危機管理監や内閣府（防災担当）が総合調整機能を有しているが、この現状について改善点はあるか。

また、米国においては、大統領による大規模災害宣言・緊急事態宣言が発せられた場合、FEMA（連邦危機管理庁（Federal Emergency Management Agency））が強力な調整権限を発揮できることとされているが、現在の我が国の制度と比較して、このような制度を我が国において導入することについて、どう考えるか。（調整権限の範囲をどのように考えるか。また、比較に当たっては、危機管理体制の前提となる各国の国家体制の差を踏まえる必要があるのではないか。）

1 省庁横断的な対応（「縦割り」ではない対応）

（3）統一的な官庁の設置について

○政府における統一的な危機管理対応官庁を設置することについてどのように考えるか。

現在の我が国政府における危機管理対応については、各実動機関所管省庁（警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省）、気象庁、原子力規制委員会、各府省庁の防災関係部局等が分担して所掌しつつ、内閣危機管理監の統理の下、内閣官房（事態対処・危機管理担当）及び内閣府（防災担当）により総合調整が行われている状況にある。

政府全体の調整を行う部局のほか、各府省庁のうちの一部を統合するなどにより、現在の体制を変更することについて、どのように考えるべきか。（我が国の各府省庁はそれぞれの成り立ちや経緯、地方との固有の関係などがある中で、統合を行うだけのメリットがあるといえるのか。また、各省庁は平常時業務の知見を基に危機管理対応を行っていると考えられるが、危機管理対応機能を切り離して統合することについてどう考えるべきか。一部のみの統合によって調整機能の向上につながるのか。）

いわゆる「国会事故調」の提言において「緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化」とされており、また、自民党・公明党の復興加速化本部において決定された「第4次提言」において「『緊急事態管理庁（仮称）』等の設置を至急検討」とされている。これらの提言についてどのように考えるか。

2 オールハザードの想定(複合災害対応を含む)

○災害の種類ごとに根拠法・担当府省庁が異なることについてどのように考えるか。

現行制度によると、緊急事態の類型によってそれぞれ根拠法及び主幹府省庁が以下のとおり定められている。一方で、政府の初動対応体制については、災害・事故等(ハザード)の種類に関わらず内閣官房(事態対処・危機管理担当)において一元的に総合調整等しているところ。

全ての災害・事故等に対して政府として適切に対応するための制度の在り方についてどのように考えるか。

特に、我が国において発生が懸念される様々な災害・事故等はそれぞれ異なる特徴を有しており、対応に必要とされる専門性も異なることから、事態に応じて異なる主幹府省庁を設けつつ、関係各府省庁の機能を総合的に發揮するために内閣官房において総合調整する現行の枠組みは合理性があるといえるのではないか(あらゆる緊急事態を担当する府省庁を設けることとすると組織の肥大化を招く恐れがあるのではないか。)。

また、どの段階まで単一の部局が一元的に対応・調整を行うべきと考えるか。(災害・事故等が収束するまで単一の部局が対応することとした場合、かえって無用な組織の肥大化を招く結果とならないか。初動時のみ一元的に対応を行った上で、段階的に各担当府省庁に対応を委ねる現在のシステムは一定の合理性があるといえるのではないか。)

一方で、いかなる災害・事故等に対しても一定の標準的な対応の仕方を定めておく必要性についてどう考えるか。

また、自然災害と他の危機事象との複合災害が発生した場合における政府の対応体制の在り方について、あるべき組織の在り方・連携の在り方について、どう考えるか。

2 オールハザードの想定(複合災害対応を含む)

緊急事態の類型	根拠法	主幹府省庁
自然災害、大規模な 火事・事故等	災害対策基本法	内閣府(防災担当) ※事故災害においては、関係省庁が事務局の中心を担う。
原子力災害	原子力災害対策特別措置法	原子力規制委員会 内閣府原子力災害対策担当室
新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ等対策特別措置法	内閣官房
武力攻撃事態等	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律	内閣官房

3 現地調整機能の在り方(地方自治体との連携を含む)

- 我が国最適な危機管理組織を検討するに際して、望ましい現地調整機能の在り方をどのように考えるか。

自然災害対応を所管している内閣府(防災担当)においては、地方支分部局を有しておらず、発災時においては政府の現地対策本部等を設置して対応しているところ。

一方で、災害時における現地での活動については、国、地方の各実動機関に加え、防災関係省庁の出先機関が大きな役割を果たしているほか、大規模災害時においては、被災自治体(県、市町村)の機能が麻痺し、国や全国の自治体からの支援部隊・物資等のコーディネートが困難となる場合もある。

被災地における現地調整機能の強化として、どのような方策が考えられるか。現地調整等の災害対応業務の標準化や望ましい現地組織の在り方など、現地の調整機能や組織が政府全体の災害対応により一層貢献するための方策として、どのようなことが考えられるか。併せて、現地組織を見直す場合における当該現地組織と地方公共団体、発災時における現地災害対策本部等との関係はどのように整理するか。

4 平時と緊急時の業務・組織体制

- 望ましい災害対応を所管する部局の組織体制の在り方についてどのように考えるか。
- 災害対応を所管する部局を統括する職員の望ましい職位についてどのように考えるか。

我が国政府における災害対応については、内閣危機管理監の統理の下、内閣官房(事態対処・危機管理担当)及び内閣府(防災担当)が総合調整を担っている。また、大規模な自然災害の発災時における緊急災害対策本部については、危機管理監が本部員、政策統括官(防災担当)が事務局長、内閣官房危機管理審議官、内閣府大臣官房審議官(防災担当)及び消防庁審議官が事務局次長を務めることとされている。

災害対応を所管する部局の体制の充実強化や事務方の責任者の職位のレベルについて、どのように考えるか。

5 その他(人材育成、研修・訓練など)

○防災・危機管理に備えるための専門的な人材育成の在り方についてどう考えるか。

現在の我が国政府における職員配置を見ると、多くの職員が2年程度の期間で次のポストに異動することが通例となっている。特に、内閣官房・内閣府については、他省庁からの出向者が職員の多くを占めており、その傾向が顕著。このような状況は、防災・危機管理に関する専門性が蓄積されにくい状況であるといえるが、専門的な人材育成を図るため、どのような改善策が考えられるか。

○各機関の連携を円滑に行うための実動機関・地方公共団体に対する教育・訓練の実施についてどう考えるか。

多様な主体が活動する災害時において、各機関の連携が円滑に行われ、全体として効率的な活動が行われるよう、災害対策の標準化等の必要性が言われているところ、そのための実動機関・地方公共団体職員を含めた災害対応の教育・訓練の在り方についてどう考えるか。例えば、米国のFEMAは充実した施設と研修プログラムを有しているが、我が国においてこれと同種のものを導入することについて、どう考えるか。その際、既存の各府省庁が有する研修施設・プログラムとの関係をどう考えるか。